

第2号様式

運転免許試験事務処理要領について（概要）

（令和6年11月25日 鹿免試第131号）

本通達は、自動車等の運転免許試験及び同試験の事務手続きに関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 免許試験課における運転免許事務処理
- 奄美警察署における運転免許試験事務処理
- 警察署等（奄美警察署を除く。）における運転免許試験事務処理
-

等である。